○法務省告示第四百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の在留資格に係る基準の規定に基づき法人を定める件（平成二年法務省告示第一百七号）の全部を次のように改正する。

平成二十五年十二月四日　　法務大臣　谷垣　禎一

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の在留資格に係る基準の規定に基づき法人を定める件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定による国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）から交付された資金により運営されている法人は、次の表のとおりとする。

名　　称	所　在　地
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会	東京都港区赤坂一丁目九番十三号
一般財団法人石炭エネルギーセンター	東京都港区西新橋三丁目二番一号
公益財団法人大阪バイオサイエンス研究所	大阪府吹田市古江台六丁目二番四号

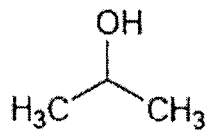
○厚生労働省告示第三百六十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月四日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第2のDのイソプロパノールの目を次のように改める。

イソプロパノール
Isopropanol
イソプロピルアルコール
2－プロパノール



C_3H_8O　　分子量　60.10

Propan－2－ol　［67－63－0］

含　　量　本品は，イソプロパノール（C_3H_8O）99.7%以上を含む。

性　　状　本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　⑴　屈折率　n_D^{20}＝1.374～1.380

⑵　比重　0.784～0.788

⑶　遊離酸　本品15.0mlに新たに煮沸し冷却した水50ml及びフェノールフタレイン試液２滴を加え，これに0.01mol／Ｌ水酸化ナトリウム溶液0.40mlを加えるとき，液は，赤色に変わる。

⑷　鉛　Pbとして1.0μg／ｇ以下

本品10.0ｇを量り，加熱して蒸発乾固する。冷後，硫酸１mlを加え，白煙が発生しなくなるまで加熱した後，電気炉に入れ，500℃で３時間加熱する。塩酸（１→４）10mlを加え，加熱して蒸発乾固した後，硝酸（１→150）を加えて10mlとし，検液とする。別に鉛標準液1.0mlを量り，硝酸（１→150）を加えて10mlとし，比較液とする。検液及び比較液につき，鉛試験法第１法により試験を行う。

⑸　蒸発残留物　0.002w／ｖ%以下

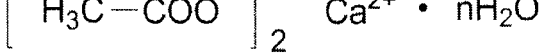
あらかじめ蒸発皿を105℃で30分間加熱し，デシケーター中で放冷した後，質量を精密に量る。本品100mlを量り，先の蒸発皿に入れ，水浴上で蒸発乾固する。蒸発皿を105℃で30分間又は恒量となるまで加熱し，その質量を量る。

水　　分　0.20%以下（10ｇ，直接滴定）

定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件⑵により定量する。

第2のDの酢酸エチルの目の次に次の１目を加える。

酢酸カルシウム
Calcium Acetate



n＝１又は０

分子量　１水和物　176.18
$C_4H_6CaO_4$・nH_2O（n＝１又は０）　無水物　158.17

Calcium acetate monohydrate［5743－26－0］

Calcium acetate［62－54－4］

含　　量　本品を乾燥したものは，酢酸カルシウム（$C_4H_6CaO_4$）98.0%以上を含む。

性　　状　本品は，白色の結晶，粉末又は粒で，わずかに酢酸のにおいがある。

確認試験　本品は，カルシウム塩の反応及び酢酸塩の反応を呈する。

純度試験　⑴　液性　pH6.0～9.0（2.0ｇ，水20ml）

⑵　水不溶物　0.30%以下

あらかじめ，るつぼ型ガラスろ過器（１Ｇ４）を105℃で30分間乾燥し，デシケーター中で放冷した後，質量を精密に量る。本品約10ｇを精密に量り，温湯100mlを加えてよく振り混ぜた後，不溶物を先のガラスろ過器でろ取し，水30mlで洗い，ガラスろ過器とともに105℃で２時間乾燥し，デシケーター中で放冷した後，質量を精密に量る。

⑶　鉛　Pbとして2.0μg／ｇ以下

本品2.0ｇを量り，100mlのビーカーに入れ，塩酸（１→４）20mlを加えて，超音波処理して溶かし，蒸発乾固した後，残留物に水20mlを加えて溶かし，試料液とする。試料液にクエン酸水素二アンモニウム溶液（１→２）50mlを加え，チモールブルー試液１mlを指示薬として，アンモニア水を液の色が黄緑色に変わるまで加える。この液を200mlの分液漏斗に移し，ビーカーを水で洗い，洗液を分液漏斗に合わせ，約100mlとする。これにピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム溶液（３→100）５mlを加えて５分間放置し，酢酸ブチル10mlを正確に加えて５分間振とうした後，放置する。その後，酢酸ブチル層をとり，これを検液とする。別に鉛標準原液１mlを正確に量り，水を加えて正確に100mlとする。この液４mlを正確に量り，試料液の場合と同様に操作し，比較液とする。検液及び比較液につき，鉛試験法第１法により試験を行う。

⑷　ヒ素　As_2O_3として4.0μg／ｇ以下（0.50ｇ，第１法，装置Ｂ）

⑸　易酸化物　HCOOHとして1,000μg／ｇ以下

本品５ｇを精密に量り，水100mlを加えて溶かし，無水炭酸ナトリウム0.5ｇを加えて振り混ぜる。これに0.02mol／Ｌ過マンガン酸カリウム溶液10mlを正確に加えて振り混ぜ，水浴上で15分間加熱する。冷後，硫酸（９→100）25mlとヨウ化カリウム0.3ｇを加えてよく振り混ぜた後，